

交通違反（事故）防止について

- ・ 学校職員は児童生徒の交通安全教育に直接携わっており、交通違反・事故は決して許されないものであることを職員一人一人が自覚しなければなりません。
- ・ スピード違反であっても30キロメートルを超えるものは、罰金刑が科せられる刑事処分であることを十分認識する必要があります。
- ・ こうした交通違反・事故を起こした場合は、速やかに校長に報告する必要があります。

○ 次の事例は、平成21年度に発生した学校職員の交通違反に係る事故の例です。いずれも交通三悪の1つである「飲酒運転」と「無免許運転」であり悪質なものです。

中学校の教員が送別会の席で酒を飲んだにもかかわらず、自家用車を運転し帰宅する途中に公園の駐車場に駐車中の自動車に衝突し、駆けつけた警察官による呼気検査を拒否し続けたことで現行犯逮捕された。

逮捕後の呼気検査で酒気帯び運転の基準値以上のアルコールが検出された。

平成21年4月、小学校の教諭は私用で自家用車を運転中、赤信号のため停車中のタクシーに追突し、無免許運転が判明した。運転免許は平成17年7月から失効していた。

事故者は平成20年4月の異動時に免許の失効に気付いていたが、自家用車の公用使用を繰り返していた。

高等学校の教諭は、通勤で自家用車を運転中、一時停止違反の疑いで警察官に停止を命じられ、無免許運転が判明した。

運転免許は1年2か月前から失効しており、警察官から有効期限切れを指摘され免許証に裏書きをされていた。

☆ **飲酒運転は、教職員個々の自覚により必ず避けられる事故であること**、また無免許運転についても、本人の意識により未然に防ぐことができることを認識する必要があります。

【チェックポイント】

- 飲酒量の多少にかかわらず、たとえ微量であっても、飲酒をしたら絶対に車を運転しないこと。
- 飲酒する場所には、自家用車で行かないこと。やむを得ず、自家用車で参加した場合は、絶対に飲酒しないこと。
- 「少し酔いを覚ませば」という安易な判断が、重大事故に繋がることを認識すること。
- 飲酒運転の危険性及び事故の悲惨さについて、被害者やその関係者の立場に立ち、交通事故撲滅の視点で研修会を実施し、意識改革を図ること。
- 車を運転する者に酒をすすめた者、飲酒運転を知らながら同乗した者も同罪であることを認識すること。

☆ 飲酒運転は、重大事故に結びつく恐れがある極めて悪質かつ危険な違法行為で、教職員全体の信用を失墜させる行為です。

懲戒処分についても、特に酒酔い運転の場合は、原則として「免職」です。また、同乗した教職員や飲酒を勧めた場合も「免職」又は「停職」という厳しい処分です。

● 交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の考え方

○懲戒処分の指針 ～（抜粋）～

(1) 飲酒運転（酒酔い運転・酒気帯び運転）及び無免許運転

ア 酒酔い運転の場合・・・免職

イ 酒気帯び運転又は無免許運転の場合

(ア) 人を死亡させた場合・・・免職

(イ) 人に傷害を負わせた場合又は物損事故を起こした場合・・・免職又は停職

(ウ) 上記以外の場合・・・免職又は停職

ウ 飲酒運転を知らずながら同乗し、又は運転することを知らずながら飲酒を勧めた場合
・・・免職又は停職

【速度超過違反の防止】

○ 次の事例は、いずれも学校職員の交通違反（速度超過）に係る事故の例です。

- ・ 自家用車を運転中、国道で、法定速度時速60キロメートルのところ時速104キロメートルで走行し、法定速度違反をした。その後、同日同町内の別の国道で法定速度時速60キロメートルのところ時速100キロメートルで走行し法定速度違反をした。
- ・ 出張で自家用車を運転中、国道において法定速度時速60キロメートルのところを時速94キロメートルで走行し、法定速度違反をした。
なお、事故者は、以前にも指定速度違反により戒告処分を受けている。
- ・ 出張の際、校長の承認を受けずに自家用車を使用し、道道において、指定速度時速50キロメートルのところを、時速82キロメートルで走行し、指定速度違反をした。
- ・ 出張で自家用車を運転中、市道において、指定速度時速40キロメートルのところを時速70キロメートルで走行し指定速度違反をしたが、所属長に報告していなかった。

☆ 速度超過違反は、悲惨な死亡事故や重大事故を引き起こす極めて悪質な行為です。

☆ 超過速度30キロメートルを超えるものは、罰金刑が科せられるとともに、行政処分として免許停止処分を受けることとなります。

☆ 出張や外勤に際し、やむを得ず自家用車を公用使用する場合は、時間の余裕を持って運転できるよう勤務状況の管理に努めましょう。

☆ 児童生徒の交通安全教育に携わる教職員は、交通ルールを守り、率先して交通事故防止に努めなければなりません。

- ・ **心と時間に余裕を持った運転と制限速度の遵守に常に心がけてください。**
- ・ **不祥事を防ぐ最大の力は、教職員一人一人の自覚と努力です！**